

「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直し  
について」に対する意見書

2010年10月19日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しをすることはやむを得ないとしても、入試倍率と司法試験の合格状況のみをその判断基準とすることは適切ではない。
- 2 公的支援の見直しに際しては、全国適正配置の観点から、上記基準のほかに、地方の法科大学院において、その地域からの進学率や修了生が法曹資格を取得した後の地域定着率が高いこと、実際に地域と連携し、地域に貢献する取組を行っていること、実務との架橋を重視する取組や臨床教育を推進する取組がなされていること、未修者教育に力を注ぎ一定の成果を収めていることなどが考慮されるべきである。また、社会人の就学機会の確保の観点から、夜間課程の設置などに努めている法科大学院については、この点についても考慮されるべきである。

第2 意見の理由

- 1 当連合会は、「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」（2009年1月16日）において、定員削減は教育の質の維持・向上に資すること、また、定員削減の結果、「法科大学院修了者が相当の割合で法曹資格を取得できるようになれば、非法学部出身者、社会人経験者などの多様性あふれた、かつ優秀な法曹志望者の法科大学院への入学を促進する」との観点から、法科大学院の総定員の大幅削減を提言するとともに、その削減に際しては、「大都市の大規模校において100名規模の大幅な定員削減をするなど、大規模法科大学院において積極的に検討すべきこと、法科大学院の全国適正配置の観点に十分配慮すること、司法試験の合格実績を指標として過度に考慮すべきではなく、あくまでも教育の質の確保という見地から判断されるべきこと」などの点が十分配慮される必要があると指摘した。
- 2 その後、各法科大学院における定員削減が様々な形で進行してきたが、文部科学省は、さらなる定員削減や統廃合など組織見直しを促進するために、2010年3月12日、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において「法科

大学院における組織見直しの促進方策について」をとりまとめ（以下「3月取りまとめ」という。）、これをふまえ、本年9月16日、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」（以下「9月方針」という。）を公表した。そこでは、公的支援の見直し実施年度の前年度の入学者選抜における競争倍率が2倍未満であること（指標1）、新司法試験の合格率が全国平均合格率の半分未満の状況、または、直近修了者のうち新司法試験を受験した者が半数未満かつ直近修了者の合格率が全国平均合格率の半分未満の状況のいずれかが公的支援の見直し実施年度の前年度までに3年以上継続すること（指標2）という二つの要件のいずれにも該当する法科大学院については、翌年度において、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を減額するとの方針を明らかにした。この見直しは平成24年度予算から対応・実施するとされている。

- 3 法科大学院に対する公的支援のあり方を見直すという今回の文部科学省の措置については、必ずしも十分な教育機能を果たしておらず抜本的改善が必要と思われる法科大学院が存在する現状に鑑みれば、その必要性を一概に否定できない。また、見直しの基準は、客観的かつ明確であることが求められ、その意味で、入試倍率と司法試験の合格状況を基準の一つとして用いることは、許容されるものと考えられる。

しかしながら、見直しの基準として、入試倍率と司法試験の合格状況のみを用いることは、各法科大学院がこれらの指標を過度に重視する事実上の効果を持ち、いきおい法科大学院を受験予備校化させ、本来法科大学院に求められている、実務を踏まえた充実した法曹養成教育を害する危険があり、適切とは言い難い。実際、「3月取りまとめ」においても、公的支援見直しの対象の選定基準に、「入学者選抜」や「司法試験の合格状況」だけでなく、「授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題がみられること」も加味されていたところである。

- 4 地方の法科大学院は、様々な課題を抱えながらも、困難な環境の中で意欲的な取組を進めているところも少なくない。経済的事情等からその地域に法科大学院がなければ法科大学院への進学を断念せざるを得ない地元出身者の受け皿となり、しかも、修了生の地元定着率の高い法科大学院、地域と連携し実際に地域に貢献する取組を行っている法科大学院、未修者と既修者の司法試験合格率に二倍もの差があることが問題とされるなかで、未修者中心の少人数教育を充実させ未修者の司法試験合格率で健闘する等一定の成果を収めている法科大学院、クリニック等の臨床教育を重視し、実務への架橋を強く意識した教育実践を積み上げる

等授業内容に工夫を凝らしている法科大学院なども存在するところである。また、有職者である社会人に門戸を広げるために、夜間課程の設置等の取組をしている法科大学院も存在する。

このような、司法制度改革審議会意見書の理念を忠実に実践しようと努力している法科大学院が、入試倍率や司法試験合格率による見直し基準のみによって、撤退を余儀なくされることになるのであれば、重大な問題である。公的支援見直しの基準を設定するにあたっては、そうした努力を無意味にすることがないように、入試倍率や司法試験合格率以外の要素にも着目し、より慎重かつ多面的な検討がなされるべきである。

- 5 このような観点からすれば、公的支援見直しに際しては、「9月方針」に示された指標1,2のほかに、全国適正配置の観点から、地方の法科大学院において、その地域からの進学率や修了生が法曹資格を取得した後の地域定着率が高いこと、実際に地域と連携し、地域に貢献する取組を行っていること、実務との架橋を重視する取組や臨床教育を推進する取組がなされていること、未修者教育に力を注ぎ一定の成果を収めていることなどが考慮されるべきである。また、社会人の就学機会の確保の観点から、夜間課程の設置などに努めている法科大学院については、この点についても考慮されるべきである。

また、大都市の大規模校の定員削減についても、必ずしも十分な成果をあげていない現状に鑑み、併行してその実現を図るべきである。

- 6 多くの地方の法科大学院は、法科大学院をより理念に沿ったものに発展させる可能性を秘めつつも、厳しい競争条件のもとに構造的な困難に直面している。当連合会は、それぞれの法科大学院や地元弁護士会における更なる改善努力に期待するとともに、全国適正配置の観点を堅持し、本来の理念に沿ったよりよい法科大学院教育を実現していくために、今後とも地方の法科大学院に対する必要な支援を継続していく所存である。

以上